

# インターンシップに関する覚書

所属する大学などで、これに準ずる様式があれば、下記と同一でなくとも構いません

(以下「甲」という)と斜里町立知床博物館 (以下「乙」という) は、甲が乙に学生を派遣するインターンシップについて以下のとおり合意する。

## 記

- (目的) このインターンシップは、甲の学生若干名を実習生として乙に派遣し、就業体験を通じて、乙の業務内容や事業の方針について実践的に学習することを目的とする。
  - (内容) 実習生が就業する業務は、乙の一般業務全般とする。
  - (期間) 派遣する学生及び期間は以下のとおりとする。

|    |    |   |   |   |   |   |   |   |
|----|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 氏名 | 期間 | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 氏名 | 期間 | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
  - (就業条件) 派遣中の就業時間は原則として乙の定時就業時間とし、乙のサービス上の諸規定、守秘義務等を遵守するとともに、乙が定める指導者の指示に従うよう指導するものとする。
  - (費用) 実習先までの交通費、期間中の滞在費、食費については実習生個人の負担とする。
  - (派遣の停止) 乙は、実習生が乙の諸規定に違反し、又は怠慢、品行不良その他適当でない行為があった場合は、甲と協議の上、当該学生のインターンシップ委託を解除出来るものとする。
  - (損害賠償等) 実習生が故意また重大な過失により期間中に起こした対人・対物損害賠償、および実習生自身が被った傷害補償については実習生の加入保険によって弁済する。ただし、災害の発生等不測の事態が生じた場合は、甲乙共に誠意を持って協議し解決にあたる。
  - (保険加入) 甲はこれらの補償に十分な保険に実習生を加入させる。
  - (報告) 甲は乙に対し、実習生のインターンシップ実施状況等について必要な事項の報告を求められることが出来る。
  - (疑義) この覚書について疑義が生じた時は、甲乙が協議して定める。
  - (有効期間) この覚書は、当該インターンシップの終了まで効力を有するものとする。
- この覚書は2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲:

乙: 北海道斜里郡斜里町本町49

斜里町立知床博物館館長 山中 正実